

○栃木県文化功労者選考委員会規則

平成十年三月三十一日
栃木県規則第三十一号

栃木県文化功労者選考委員会規則を次のように定める。

栃木県文化功労者選考委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、栃木県附属機関に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第五十二号）第一条に規定する栃木県文化功労者選考委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員十二人以内をもつて組織し、委員は、知事が委嘱する。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第四条 委員会に、委員長及び副委員長一人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の三分の二以上の賛成により決する。

(調査等)

第六条 委員会は、候補者を選考するため必要があると認めるときは、当該候補者について、調査を行い、又は関係機関（関係団体を含む。）若しくは関係者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、生活文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する